○近畿地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第百五十一号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百十一十六号枚方藤阪線及び三・四・二百十一二十二号渚禁野線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年近畿地方整備局告示第百五十一号の事業地のうち枚方市禁野本町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百八号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百二―九号岸和田中央線

三　事業施行期間　自平成十九年九月十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百四十五号中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業揖保川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第二十六号の事業地に宝塚市南ひばりガ丘一丁目地内を加え、宝塚市平井六丁目及び雲雀丘四丁目地内において事業地を変更する。

三　事業施行期間　自平成十九年三月二十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年近畿地方整備局告示第二十六号の事業地に宝塚市南ひばりガ丘一丁目地内を加え、宝塚市平井六丁目及び雲雀丘四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市国分町一七五〇番二から同市国分町一八二〇番七二まで	前	一〇・六一～一四・二一メートル	〇・二二三キロメートル	
	後	一一・七四～二四・九七メートル	〇・二二三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市国分町一七五〇番二から同市国分町一八二〇番七二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五二番四まで	前	BA	七・三〇～一一・〇〇メートル	七・二四六キロメートル
		二四・〇〇～八五・〇〇	五・五九〇	
	後	BA	七・三〇～一一・〇〇メートル	七・二四六キロメートル
		二三・〇〇～八五・〇〇	五・五九五	

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所